

【イギリス】 2008-09 年提出予定法案

* ブラウン政権の新機軸の一つとして、通常 10～11 月に行なわれる開院勅語に数か月先立って次年度の立法プログラム草案を公開し、議会内外の反応を政策の優先順位の判断材料とすることが挙げられている。08-09 年に関しては、2008 年 5 月 14 日発表された緑書「イギリスを将来に備えて」が、18 の法案及びその他の政策の骨子を発表している。

ブラウン政権が発足した 2007 年は、立法プログラム草案（以下、「草案」という。）発表は 7 月だった。しかし、法律制定過程の公開と公衆の参加促進のため、もっと早い公開が望ましいという声に応え、今年は公開が 2 か月早まった。また、下院の現代化委員会の提言を容れて、法案の草案に加えて政策草案も併せて発表されることとなった。2008-09 年草案のテーマは、経済的安定、潜在能力の開花、公共サービスの個別化と向上、市民への権限委譲等の 4 つである。以下に各テーマの主だった法案及び政策の概要を紹介する。なお、今回の草案が初出ではないが、草案内に言及された法案・政策に関しては、（既出）と併記する。

1 経済的安定

この分野には、環境問題対策が含まれる。

- ・金融改革法案：イングランド銀行からの流動性支援を短期的に非開示とすることで有効性を強化し、金融サービス機構を通じた金融機関情報の収集を強化し、適切な公的対策を効率化し、金融サービス保障制度による預金者への支払迅速化を図る。
- ・セービング・ゲイトウェイ法案：低所得層 800 万人を対象に、貯蓄に対して政府が一定割合で拠出金を与えることで、貯蓄促進を図る。
- ・事業レート補足法案：上位の地方自治体（カウンティ、大ロンドン庁）が本来中央政府に納める地方事業用課税について 2%を上限に追徴し、当該自治体のため利用することを可能とする。ただし、使用目的は、影響を受ける企業の協議、又は投票等によって決められた経済発展に限定される。
- ・特別流動性制度（既出）：サブプライムローン問題で生じた貸し渋り対策として、イングランド銀行が最低 500 億ポンドの融資金を用意する。
- ・再生可能エネルギー：イギリスにおける再生可能エネルギー普及率を EU 共通目標である 2020 年における 20%まで引き上げるための公開協議を夏から始める。
- ・建築物の炭酸ガスゼロ基準の確立：同基準の定義を定める公開協議を行う。2016 年にすべての家屋、2019 年までにすべての建築物の新設に基準を適用する予定。
- ・海洋及び沿岸アクセス法案：海洋開発の許可を 1 つに統合し、イングランド沿岸の道を公共のレクリエーション利用のため確保し、海洋保護域を設け当該域内の保護に悪影響を及ぼす行為を禁止することを可能とする。

2 潜在能力の開花

グローバル化の中で人々が能力を最大限発揮できるための、平等と機会を促進する。

- ・教育及び技能法案：一般中等教育修了証（GCSE）の A～C レベルを 5 以上獲得した生徒が 30% を超えない学校に対し、地方自治体が介入できる規定を置き、被用者の訓練時間を要求する権利（雇用主への過重負担にならない範囲で）を定める。
- ・平等法案：既存の平等関係の法律 9 つと 100 近い関連法規を統合し、2030 年までに女性の選抜候補者名簿を採用することを政党に義務付ける。
- ・福祉改革法案：失業手当受給者に職業訓練を受けることを義務づけ、拒否する者への支給を停止する等、受給者の自助努力と責任を強調する規定を設ける。

3 公共サービスの個別化と向上

- ・警察活動及び犯罪減少法案：警察内に住民の直接選挙で選ばれた代表を置くことで、地域住民の要望が反映し易い体質を作る。
- ・通信データ法案：電話、インターネット等における、発信元、発信先、通信日時、通信の種類等を割り出すのに必要な通信データを、6 か月から 2 年の間保持することを定める欧州連合指令（2006/24/EC）を国内法化する。
- ・法制改革、犯罪被害者及び目撃者法案：ギャング関連の犯罪等において、目撃者保護のため映像を通じた証言又は証言台に幕を張る措置を拡大し（この規定は本会期中に駆け足で制定された。短信「2008 年犯罪証拠（匿名証言）法」参照）、元犯罪者による著述の収益を差し押さえる規定を設け、その他現在進行中の公開協議の結果を踏まえて殺人に関する規定（挑発による抗弁の事由、幼児殺害等）を改正する。
- ・市民権、移民及び国境法案：移民の権利と義務、移民がイギリス市民権を獲得するための要件（言語能力、納税、自給自立、法律遵守等）を明確化し、価値観を共有する者だけが滞留できる枠組を定める。
- ・国民医療サービス（NHS）改革法案：医療の無償提供を含めた NHS の理念を NHS 憲章として成文化することに関連した規定を設ける。

4 市民への権限委譲

- ・憲法更新法案：公務員制度を法定化してその価値観を成文化し、条約締結に議会の承認を必要とすることとし、法務長官の検察局監督権を制限し、大法官による裁判官任命権を縮小し、首相による裁判官推薦を撤廃する等、全体的に行政権限の抑制を図る。
- ・地域共同体の権限付与、住宅及び経済再生法案：地方自治体への請願に関連して個人が回答を受ける権利を保障し、地方自治体を公営住宅の規制機関の規制対象とし、地方自治体に地域の経済状況を評価する義務を課し、自治体間の経済発展協定を支援する規定を設ける。
- ・その他：上院改革、政党資金制度に関してそれぞれ白書を刊行する。

（岡久 慶・海外立法情報課）